

# 建設水道常任委員会

平成29年9月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎井上 卓也	○小村 尚己	中川 靖広
中西 和夫	坂口 徹	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西巻 昭男	都 市 建 設 部 長	谷口 裕司
建 設 農 林 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
同 課 長 補 佐	手塚 仁	都 市 整 備 課 長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	関口 修	上水道課長補佐	猪川 恭弘
下 水 道 課 長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	田口三十士

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
-------------	------	-----------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 中川委員、中西委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

会議録署名委員に、中川委員、中西委員のお2人を指名いたします。

お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第26号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

理事者の説明を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、議案第26号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

都市整備  
課長

それでは、資料末尾にお付けしております要旨に基づきまして、説明をさせていただきますと思います。要旨をごらんいただけますでしょうか。

去る平成29年6月に、都市公園法施行令が改正され、都市公園にお

ける運動施設率、すなわち都市公園における運動施設の敷地面積の総計の都市公園の敷地面積に対する割合が参酌基準化されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

改正前の都市公園法施行令におきましては、都市公園における運動施設率は、100分の50を超えてはならないと規定されておりましたが、同施行令の改正により、その割合、すなわち100分の50を参酌基準として、条例で定めることとされたところでございます。

主な改正の内容でございますけれども、斑鳩町都市公園条例第1条の5に、都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合に関する規定を追加するもので、運動施設率の上限を、参酌基準のとおり100分の50とするものでございます。

施行期日でございますが、公布の日からの施行といたします。

なお、条例本文の朗読につきましては省略をさせていただき、以上、議案第26号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 これ、ちょっと教えてほしいの、参酌基準化ってどういうことですかの。

都市整備課長 こうした数値を定める際に、国が、一定、モデル的に定める数値でございまして、これを基準として、各自治体がそれぞれの事情に応じてその数値を変化させるように条例で定められるというものでございまして、一定のモデルの数値というところでご理解いただければと思います。

中川委員 それと、(1)の一番最後、上限を100分の50とするやけど、これ、上限を2分の1やったらあかんの。

都市整備課長 ほかの規定が、100分の10でございましたり、100分の15でございましたり、そういうほかの規定との比較をしやすいようにというところでなっております。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 私も中川委員と同じこと聞いたかったんですが、あと、平たく言うと、改正前と改正後でどうなっているのかを確認させていただきます。

都市整備課長 この改正に伴って、条例の運用、都市公園の整備に関する規定についての運用については、変化ございません。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案について、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第26号につきましては、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備  
課長

継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについてであります。いかるがパークウェイの整備についてでございます。現在着手されている岩瀬橋西詰めから三室交差点までの区間について、工事は順調に進捗しているところでございますが、特にこの区間は、高架の形状となることや沿道に近接する住宅が連続することなどから、電線を地中化するなど無電柱化を基本とした方針で検討が進められているということでございます。

次に、小吉田モデル区間から東側、五百井・興留地域への事業延伸についてでございます。三室・紅葉ヶ丘区間の整備に目途がついてきましたことから、小吉田モデル区間東詰めから県道大和高田斑鳩線までの区間につきましても、道路計画の予備設計などの作業が進められるとともに、近く、沿道地域への計画説明の開催について、沿道自治会とも調整がなされている状況でございます。さらに、今年度下半期には、五百井・興留地区におきまして事業用地の取得に係る土地評価業務が行われるとのことでございます。こうした事業の進捗に合わせて、町といたしましても、国とも連携しながら地元調整に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

1点、無電柱化ですね、今回、こういう形で整備されていくっていうことですが、基本的に、今後、国道であったりとか、大きな道路になるんですかね、を整備していくに当たっては、無電柱化っていうのが基本になって進められていくのか、それかもう今回だけがこういうケースなのか、その辺は、国の方針としてはどういうふうになっているんでしょうか。

都市整備課長 平成28年12月に無電柱化推進法が施行されたことから、幹線道路につきましては基本的に無電柱化を進めていくと、無電柱化で整備をしていくというような方針が、一定、示されていることから、今後の方向性についても、無電柱化が基本になってこようかというふうに考えてございます。

木澤委員 国がそういう方針持って法の整備したと。それで、町のほうもできる場所は無電柱化していこうというふうにはしていますが、今、法隆寺線なんか整備しようとしていっていますけども、町としては、その無電柱化についてはどう考えてはるんですか。

都市整備課長 法隆寺線の整備につきましても、道路区域での電柱の占用というのはいないような形で整備を原則として考えてございます。

木澤委員 そうしたら、国の方向性と町の方針とも、整合性っていうんですかね、同じ方向向いて、都市計画道路なんかを整備する際にはもう町も無電柱化を進めていくというふうに理解しておいていいんですか。

都市整備課長 無電柱化の方針といたしましてはそのとおりでございますけれども、全てを地中化という形で実現するかどうかというところまでは、その場所、場所、状況によって変わるというところでご理解いただきたいと思っております。

木澤委員 もう1点ですけども、今後、小吉田区域から東側ですね、に伸びていくに当たって、既にいろいろ、地元説明会とかもされていると思いますけども、県道までですね、の区間で畑じゃないところ、田んぼとか、家が建っているところっていうのは、かかるところ、あるんですか。

都市整備課長 数、多くないですが、何件か。住宅として影響が出ますのは、1件だけです。あとは、外構でございますとか、そうしたところが数件という

ところでは、数件といっても、2、3件というところでございます。

木澤委員 私、個人的に聞いている分では、住宅かからないところについてはそんなに別に反対の声があるとは聞いていないんですけど、かかるところについては、どんなご意見なんでしょうかね。

都市整備課長 申しあげました住宅につきましても、現在は使用されていない住宅でございますので、特に反対のご意向をお聞きしているところではございません。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきましては、前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。

委員長 報告ございませんので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 不動産登記法第14条第1項地図の作成について、理事者の報告を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、不動産登記法第14条第1項地図の作成について、ご報告させていただきます。

最初に、不動産登記法第14条第1項の地図について、説明させていただきます。住民の大切な財産である土地は、一筆ごとにその所在、地番、地目、地積、所有者等を登記することによって、財産の保全と安全な取り引きが図られます。また、その登記記録に加えて、その土地がどこに位置し、その形状、その区画がどのようなものであるかを明確に示すために、現地を復元できる地図を法務局に備え付けるものとされております。これが、不動産登記法第14条第1項に規定する地図でございます。

また、不動産登記法第14条第4項では、その地図が備え付けるまでの間は、これにかえて地図に準ずる図面を備え付けることができると規定されており、法第14条第1項の地図がない区域については、一般的に公図と呼ばれている地図が備え付けられているところでございます。現在、法務局に備え付けられている地図や公図の多くは、明治初期に作成された地図がもとになっており、土地の境界や復元に対して精度が高くないことから、不動産取り引きや公共事業の実施等において、改めて境界確認が必要となっております。

こうしたことから、法務局では、市街化区域を中心に、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を進められております。この作業では、一筆の土地ごとに境界を確認し、測量を行い、現地と整合した精度の高い地図を作成し、法務局に備え付けられるものでございます。

資料1をごらんください。斑鳩町では、平成25年度、平成26年度の2か年で、龍田西3丁目、龍田西6丁目、龍田西8丁目、及び龍田北1丁目地区の約34ヘクタールを実施いただいております。今回、平成29年度、平成30年度の2か年において、龍田西4丁目、龍田西5丁目、龍田西7丁目、稲葉西1丁目、稲葉西2丁目、神南3丁目、神南4



丁目、神南5丁目の約64ヘクタールを計画されております。

資料の2枚目をお願いいたします。作業内容につきましては、平成29年度に、基礎測量として、現地調査や資料収集、基準点設置作業が行われます。平成30年度には、住民説明会や関係機関との協議を経て、各土地所有者の関係者との境界立ち合いが行われ、その後に、一筆ごとに測量を行い、地図の作成へと進められます。平成31年度の4月に作成した地図が法務局に備え付けられる予定となっております。

なお、業務につきましては、奈良地方法務局で、先月、入札により、公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受注されております。

法務局が進められる今回の業務につきましては、高度な測量による速やかな境界の復元、境界に係る紛争の未然防止、現況にあった登記による厳格な維持管理等を目的とした作業でありますことから、町におきましても、法務局の地図作成の完成に向けて協力してまいりたいと考えております。

以上、不動産登記法第14条第1項地図の作成についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これ、前にも、平成25年、26年でやっていただいたときにも報告していただいているのかなというふうに思いますけども、国のほうです、ね、こういうふうに進めていただいて、全国的にやっ、ていこうと思、う、全面的にやっ、ていこうと思、うと、かなりの年数かかるかなと思、うんですけど、これ、国は、何年度まで、にっ、ていう目標とか持、ってやっ、ては、るんですかね。

建設農林 特にその目標の設定ということは聞いておりません。  
課長

木澤委員     あと、こうして2年間という期間区切って、エリアも指定してやっていますけども、例えば所有者の人から協力を得られないといった場合も発生すると思うんですけど、そうした場合というのは、どういうふうになっているんですかね。

建設農林課長     そうした場合については、その境界については、確定できない、未確定ということでおいておかれるということになっております。

木澤委員     そうした場合でも、例えば2年間で期限を過ぎてしまえば、一旦もうそこは保留して次に行くという形で進めていくんですかね。

建設農林課長     境界確定に応じられない場合については、その部分は未確定になりますので、登記されないという形になります。

木澤委員     あと、エリアの優先順位ですね。どういう基準で今回ここになったのかというのは、どういうふうになっているんですか。

建設農林課長     法務局から聞いておりますのは、まず、地籍が混乱している地域を主に最優先して取り組んでくという、法務局は示されておりまして、まず、三郷町のほうから、今の不動産登記の作成業務、第14条の地図作成に取り組まれて、その関係で、今、平成25年度、26年度におきまして、その三郷町に面する龍田西3丁目、龍田西6丁目がされたということで、その地域を拡大する意味で、今度は龍田西5丁目、龍田西4丁目から地域を伸ばしていったと、拡大していったというふうに聞いております。

委員長     ほかによろしいでしょうか。     伴議長。

議 長     前回のときに、住民さんのほうから町のほうに何か問い合わせ、この件に対して、苦情とか、またいろいろ、そんなあたりは何か入ったこと

はありますか。

建設農林  
課長 特に苦情ということは聞いておりませんが、まず、最初に現地の道路のところで測量、基準点となる測量をまずさせていただくときに、住民説明会前に現地測量をちょっとする必要がありますので、そのときに、あれは何の作業をしているのかということで問い合わせがあったということを聞いております。

そのため、今回につきましては、あらかじめ、地域については回覧で、こういった作業をするということを、今、回しておりまして、それを周知してから現地に入らせていただくというふうに措置しているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(2) 県事業について、理事者の報告を求めます。  
上田建設農林課長。

建設農林  
課長 それでは、奈良県が主体となって取り組んでおります県事業について、県で一定の方向が示されましたので、報告させていただきます。

最初に、富雄川河川改修事業についてでございます。資料2をごらんください。平成28年度におきまして、県道天理斑鳩線より上流に位置する西安堵井堰付近で、護岸工事、井堰取付擁壁工事が行われ、いずれも完了いたしております。また、業平橋から下流110メートル区間で、暫定工事として、両護岸に矢板設置及び掘削工事が行われております。今年度の工事予定といたしまして、引き続き、西安堵井堰の下部工事と取水設備工事が発注され、工事期間は、9月末から平成30年6月末を予定されております。

次に、富雄川改修に係る調査業務についてでございます。西安堵井堰

の上流部にあります阿波興留共同井堰については、予備設計を終え、地元水利組合と、今後、交渉を行う予定でございます。また、高安地区の茶の前井堰につきましては、今年度から予備設計業務を発注されております。主な業務内容は、計画地点の河川状況や近接構造物、土地利用状況、地形、地質、流量等から、井堰の位置、断面形状、構造形式について比較検討を行い、井堰の管理者である高安水利組合と協議しながら、改修についての最適な井堰の形式を検討する業務を予定されております。次に、業平橋かけ替えの検討について、予備設計業務が進められており、現在の業平橋の構造調査と河道への影響などを含めた、かけ替えた場合の解析が主な業務内容でございます。

続きまして、三代川河川改修事業についてでございます。現在、懸案事項でありましたJR踏切の南側についての地籍混乱について、平成28年度に整理が完了いたしております。平成29年度は、残る事業用地対象件数7件及び支障建物補償対象件数6件のうち、3件の用地交渉と建物補償調査を進めているところでございます。

次に、委託業務でございます。資料の2枚目をお願いいたします。三代川河川改修事業の一環として、放水路計画について、調査検討業務を発注されております。この放水路は、三代川から富雄川に放流する水路を建設し、三代川の浸水被害を軽減することを目的として検討されるものでございます。資料の平面位置図のとおり、青色に着色している線が三代川でございます。東洋シールの南西部から県道天理斑鳩線内を、東へ向いて、富雄川の安富橋の南側へ放流する、黄色の破線で示してありますのが放水路計画ルートでございます。現在、富雄川の改修が進み、西安堵井堰まで河床を下げる工事が進んでいることや、三代川改修における河床掘削や拡幅による対策以上の大雨にも対応が可能となることから、検討が行われるものでございます。この業務においては、河川整備計画の変更原案が作成され、学識経験者の意見徴収、関係機関や関係住民の意見徴収が行われ、河川整備計画の変更へと進められる予定でございます。

続きまして、いかるが溜池の多面的活用促進事業についてございま

す。平成26年度に事業計画を策定し、平成27年度から平成28年度まで測量設計業務を進め、各種関係団体との協議も終え、設計図が完成したところでございます。資料3枚目をお願いいたします。計画概要でございすが、いかるが溜池を周遊できる周遊道路の整備、トイレ、ベンチ、照明施設、水に親しめる親水施設の設置、多目的広場等の設置など、いかるが溜池を多面的に活用する施設の整備案ができあがったところでございます。また、本年7月19日には、この整備案について、地域の代表の方や関係団体の方によるワークショップを開催し、ご意見やご理解をいただいたところでございます。現在、施工主体であります奈良県北部農林振興事務所により発注に向けた入札事務が進められており、平成29年度は、ため池護岸工事が進められる予定で、平成30年度には、各種施設の整備工事を予定し、平成31年度には、周遊道路や安全施設等の整備が行われる予定でございます。

今後、町におきましては、県と協力して各事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、各県事業の取り組みについて及びその進捗状況についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まずですね、それぞれ、県の計画なり、方向性なりっていうのが固まった段階だからっていうこともあるんでしょうけども、こうしてきちっと資料として提出いただいたっていうことは、評価させていただきたいなと思います。

それで、まず、富雄川ですけども、以前に、西安堵井堰の工事に着手する前の段階ですね、で管理組合との話し合いがなかなかつかなかったっていうことでずっと止まっていたと思うんですけども、今、だから、その辺の、だから設計とかに入って、細かいところの話はまたそれぞれ詰めていくっていうのあるんでしょうけども、事前の段階の了解ってい

うのは、管理組合からはもう全部とれているっていうことなんですか。

建設農林課長 西安堵井堰につきましては、現在、もう工事と次の形式も決まっておりますので、地元の水利組合等についての交渉は終了していると、完了しているということでございます。

木澤委員 ごめんなさい、ちょっと言い方悪かったですけど、西安堵井堰については、話は了解していますけど、そのほかのところですね。

建設農林課長 現在、まず上流の阿波興留共同井堰につきましては、予備設計が終わっております。その予備設計の段階で、各団体の役員さん、もしくは組合長さんと、形式について、またそういう詳細の諸元についても説明を受けておまして、その段階で協議をいたしております。ただ、本格的に、これからの進め方、スケジュールについては、これからの交渉となっているところでございます。

そして、その上流の茶の前井堰につきましては、平成29年度、今年度にですね、予備設計を発注しまして、これから高安の水利組合、役員さんと話しする予定でございまして、本日、その第1回の協議の日として、夕方に設定しているところでございます。

委員長 ほかによろしいでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 それ以外のところも、年度で予定書いてくれていますけど、これ、平成28年度って書いているから、もうこれは既に着手して、予定どおりいっているっていいんですか。

建設農林課長 業平橋のかけ替えですかね。これについては、28年度から予備設計を始められておまして、これは地元の関係というよりも、まずは水利の構造とか、いろいろな河川の中の、河川管理者としての状況を確認す

るという意味で発注されている業務でございます。

木澤委員 わかりました。そうしたら、それぞれ年度書いていただいているのは、予備設計っていうのもあったりとかで、この年度にこれをやるっていうことで、その先のことはまだ確定はしていないということで理解をしておきたいと思います。

それとですね、三代川の改修の放水路ですけども、これ、以前から県のほうでも予定していただいている、具体化されるということで、非常にこれはもうやっていただくべきことかなと思いますけど、これは県が全部お金出してやってくれるんですかね。

建設農林 県の事業として実施いただくということで聞いております。  
課長

木澤委員 あと、三代川の改修計画で、29年度の残っている用地のことを報告していただいていますけど、ちょっと聞き取れなかったもので、もう1回教えていただいて。

建設農林 残る事業用地、対象件数が7件ございまして、支障建物補償対象件数は6件でございます。そのうち、3件の用地交渉と建物補償調査を進めているところでございます。  
課長

木澤委員 3件、今、進めているっていうことで、残り3件については、どうなんでしょうか。

建設農林 残り3件につきましては、次、次回ということでございます。  
課長

委員長 よろしいでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 もう1点、いかるが溜池のほうですね。事業として進められていくこと自体には理解はしてきましたけども、もうひとつイメージがよくつか

ないんです。ワークショップされたっていうことですが、どんな意見が出たんでしょうか。

建設農林 ワークショップによりまして、この図面、いかるが溜池のこの計画図  
課長 を見ていただいた中で、ジョギング時にですね、排水の悪い個所があっ  
てぬかるんでいる箇所があるので整備してもらいたいとか、あと、整備  
後の管理についてとか、あと、転落、安全施設ですね、安全施設の設置  
状況、また、工事車両の運搬とか、ガードマン、工事中の安全について  
というような意見をいただいたところでございます。

木澤委員 主に今後の工事の中でのご意見がということでお聞きしたのかもしれ  
ませんが、この活用自体についての意見っていうのは、地元のほうか  
ら何か出ていたりしないんですかね。

建設農林 最後のワークショップでは、今、ご紹介した意見になりましたけど  
課長 も、その前に、説明会等、またワークショップも何回か開いていますけ  
ども、その中では、こういった多面的活用についての促進について、歓  
迎する意見をいただいているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議 長 ため池のやつですけど、これ、ちょっとこの地図見せてもうて、ちょ  
っとわからんところあるので、教えておくんははれ。たしかね、池2  
つ、いかるが溜池と、あれ、私ちょっと名前わからんけど、五箇所村っ  
ちゅうんか、何か池ありますわな。その池は、上のほうの池を、この図  
ではどうなっておるわけですか。

建設農林 A4版の横で見ていただいたときに、一番下の、括弧して小さい字で  
課長 五箇所村池と、括弧して表記させていただいているんですけど、この下の  
部分に五箇所村池がある状況でございます。



議長 わかりました。それなら、その境界のところも整備してくれはるというのが、これでわかりました。

あと、これちょっと町長にお聞きしたいんですけど、ヨットの小屋ですな、いつも海の日あたりに子どもたち、元気クラブ事業でやられている、あの小屋、ちょっと気になってますねんけど、あれ、町長、あれ、多分この、やったら、なくなってしまうような格好になるうように思うんですが、その点、どうされるんですか、教えてください。

委員長 小城町長。

町長 これは、法隆寺国際高校も、あるいは県も、やっぱり昭和59年の若草国体等で海のない県でヨットをやったということでいろいろと評価されていますし、今現在も、法隆寺国際は女性の方が昨年インターハイ等であれだけ成績をあげていますから、そういう点については、町としても、その関係等についてはやっぱりそういう関係の施設を残してほしいということは申しあげておりますし、県としても、そういう点については十分配慮されると思っております。

議長 それなら、県にできるだけやってもらおうと。それでもし県のほうが、これ、ちょっとようつくらんでということになった場合、町長としては、これ、どう考えておられる。場合によって、もう町でもやってもええというふうに考えている。このあたり、どうですか。

町長 これは県がやる事業で、この5年間の認可を受けたわけでございますから、当然、今の関係等については、荒井知事になる前にこの土地改良連合会の会長をされていて、最初にあそこを訪れてですね、この辺、遊歩道をつくったらいいと。それが大分延びています。

結果的にはですね、当時の議長あるいはため池の方が私のほうへ来て、何とかあれをやってほしいということから進んでおるわけでございます

ますから、そういう点についてはやっぱり十分配慮していただいて、そういう点では十分、町としては、それは全体的にはできませんから、やっぱり県の事業の中に入れていくということが、一番我々にとっては、土地改良にとっても大事なことだと思っております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 ちょっと教えてほしいんですけども、私、その物自体見たことないんですけど、そこにもともとつくらはったんは、どういう経緯で、誰がつくらはったんですか。

町長 これはもう当然、59年に若草国体のときに、当時の斑鳩高校がヨット部ということで、海のない県でヨットすると。そうしたら、やっぱりその場所をつくらなきゃいけませんから、今、仮設的なものは当然ありますから。もう大分古いものですから。そういうことも踏まえて、それをどうしていくかという1つの大きな懸案だと私は思っています。

(「いや、誰がつくったんや、今の小屋」と呼ぶ者あり)

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長 ヨットの小屋につきましては、かなり古いものでございますので、ちょっと確認はできませんけども、用途として、ヨットを収納したりってことなので、当時、斑鳩高校のヨット部がございましたので、そこが計画されたのかなというふうに思っております。

木澤委員 県のほうがきちっとやってくれたらいいんですけど、やっぱり、どういう経緯で設置されてっていうのも把握しておかないと、いやいや、知りませんよと言われたらそれまでになってしまうのかなと思ったので。確認できるかどうかはちょっとわからないとは思いますが、ちょっと

その辺はやっぱり担当課としても努力していただきたいなと思います。

委員長

ほかにございませつか。

( な し )

委員長

ないようですので、次に、(3)電柱類景観改善事業について、理事者の報告を求めます。松岡都市整備課長。

都市整備  
課長

各課報告事項(3)電柱類景観改善事業について、報告をさせていただきます。

電柱類景観改善事業、いわゆる無電柱化事業でございますけれども、電線の地中化や架線の整理等により電柱・電線の景観改善を図ろうとするもので、斑鳩町歴史的風致維持向上計画に、重点地区における実施事業の1つに位置づけているところでございます。その実現のためには、従来からの全国一律の幹線道路向きの方法ではなく、平成28年12月に施行されました無電柱化推進法の趣旨を受け、国のほうにおきましても、道路の無電柱化、低コスト手法の手引き案などの検討が進められるなど、狭い道路でのあり方を専門的に検討する必要がございます。また同時に、地元関係者や事業関係者が無電柱化に伴う諸課題を十分に共有した上で、調整、協力体制が求められるところでございます。

斑鳩町歴史的風致維持向上計画では、法隆寺南大門前から東方向へ延びる町道202号線、さらにその東端から北へ延びる町道218号線を主たる計画路線としておりますが、その第一段階として、町道202号線を無電柱化し、まちあるき観光の導入部として、高質で歴史的町並みにふさわしい道路空間の創出を実現しようと考えているものでございます。

そこで、平成29年度におきましては、必要な企画・調査とともに地域への計画の理解を得るなど、事業化に向けての条件の整理を行う予算を計上しており、まずは当該路線に関する調査業務に着手し、路線の地

下埋設物等の基礎調査、電力・電線事業者等との協議、地中化の手法の検討、概算費用の積算、設計条件の整理を行うとともに、地域での勉強会を開催しながら計画への理解を深めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、この調査業務につきましては、非常に専門性も高く、専門のコンサルタントに業務委託をしてまいりますが、その財源といたしましては、国の街なみ環境整備事業補助金を活用してまいりたいと考えているところでございます。この補助金につきましては、補助申請によりまして、一定、内示を受けているところでございます。

以上で、電柱類景観改善事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 電柱、電線って電力会社の財産かな思うねんけど、費用の割合ってどないなんねやろ。

都市整備課長 地中化の土木工事の部分につきましては、事業主体が行いながらする形になりますけれども、電線の入線につきましては電力事業者が行うということで、あと、宅地への電力の引き込み、こちらにつきましても電力事業者が行うというところでございます。

中川委員 狭い道路で車の頻繁に通る生活道路なんかでも、電柱があるために危ない経験をした歩行者、自転車の住民さんはえろうおられると思いますのでね、今後ね、電柱を立てさせてほしいっていうような、占用許可っていうのかな、町へ出てきたときには、地中化にせえて言うて許可をおろさへんだら、みんな地中化になっていくのかな思うねんけど、それは無理なんかな。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設 先進地におきましては、新たな開発のところなんかで電柱をなくして  
部長 電線を地中化するといった事例も把握しております。しかしながら、それらに対しましては、やはり電線管理者につきましても費用対効果を考えてまいりますので、そうしたことも十分配慮した中で合意されているような状況であるということだけお知らせさせていただきます。

中川委員 数少ない開発地っちゅうんかな、お客さんのところでそれだけの費用出したら無理やいうのわかりますけど、なるべく、電柱があるためにほんま、狭い道がよけい狭くなっているところはたくさんありますので、今後、景観だけやなしに、安全性も考えて進めていっていただきたいと思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員 これまで、無電柱化については、さっきも言いましたけど、町としても推進するということで進めてこられて、もともとは国が法整備していくということで、それ、待っているっていうかね、それに整合性とするような形で予算も組んでいたけど、結局、それが進まないということで、今、よその先進地調べて、国のそういう法整備待たずに進めていこうということで、今回、この、出てきているのかなというふうに思うんですけども、そのとき町長おっしゃっていたと思いますけど、結局、電力会社は金出さへんねんというふうにおっしゃっていたと思うんです。その辺については、今回の手法の中でですね、まず、29年度、予算組んでいましたけど、これ、いくらでしたかね。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備 設計業務の予算といたしましては、500万円を計上しているところ  
課長 でございます。

木澤委員 さっき言うていた国庫補助っていうのは、その設計等に、この500万円の中の何ばかを国の補助金で賄いますよってということですかね。それが、内示がどれぐらいでっていうのは、わかるんですかね。

都市整備課長 この事業費に対しまして2分の1の補助ということで、250万でございます。内示につきましても、250万の内示をいただいているところでございます。

木澤委員 それについては、国もきちっと理解して、補助金出すっていうことですね。

その実際の国の法整備のほうの動きっていうのは、どうなっているんでしょうかね。

委員長 小城町長。

町長 先ほど木澤委員がおっしゃったように、私のほうは、斑鳩町は、景観の問題で、歴史街道コースの中で、その会長さんが、やっぱり斑鳩の周辺を見に行ったら、岡本の法起寺の前を、景観の問題から電柱を地下埋設せよということで、地下埋設するために、関西電力と協議をしながらですね、やらせていただいた。最終的に、結局また1軒増築する場合はその費用をいただきますということで、あの当時、また1軒ふえてですね、平田さんか何か、新設っていうのは、農家住宅建てられて、その関係から、800万ぐらいやったかな、そういうぐらいですね。その当時はもう、まさにそういう点で、国はそういう点には全く考えていなかったと。それからまた県は、この法隆寺の参道ですね、参道は県が電柱を地下埋設して、あれは県がやったわけですけども。それから、藤ノ木古墳の関係とかああいう関係で電柱を移設したりはしていますけども、今、なってきたのは、無電柱化っちゅうのは、おっしゃっているのは、国がそういう点では、できるだけ補助的なものはされますけども、実

際、これ、なかなか難しいのは、やっぱり関西電力あるいはN T Tとの絡みで、どう関係を整理するかということで、建築設計屋さんもおっしゃるのは、やっぱり電柱がなかったら一番ええねんけども、それを移設するにはなかなか時間がかかるということもあってですね、これからやっぱりなかなかそういう点では、国のほうも、どういう形で進めていくのか、無電柱化は無電柱化っていう法律はできましたけれども、これをどう持っていくのか、我々にとっても関心を持っていますから。

今、国のほうも、国土交通省に、無電柱化の対策のところは奈良国道事務所の方がおられますから、我々にとっては、もうそういう点ではありがたい話かなということで、今現在、努力しながらですね、何とか三町あるいはそういう点については早くそういう点を許可いただくように努力していきたいと思っております。

木澤委員 国のその法整備、さっき、今、町長、法でできたっておっしゃいましたけども、その中で、電力会社の費用負担ですね、については、どうなっているんですかね。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設部長 昨年12月、平成28年12月に、無電柱化推進法というのが策定されました。しかしながら、そうしたことの内容につきましては、電力会社、企業との負担いうのには触れておられません。それを受けまして、その推進法を受けまして、やはり何をまずメインに持ってきたといいますと、国におきましては、例えば道路の無電柱化におきましては、技術的に低コストで施工できるような指針を策定するとか、従来の基準を、大幅に安く施工できるような基準を策定したというのがまず第1段でございます、そういった状況で進められているということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 国としても、費用負担についてはなかなかガイドライン示さないとい

う中で、やっぱり先進地でどのように電力会社にも協力してもらっているのかというのを調べて、やっぱり町独自でやっていかんとしょうがないっていうことですね。

また、せやから、設計については国の補助金が2分の1ということですが、実際に工事していく際にですね、費用負担がまだどうなっていくのかっていう段階で、またいろいろ質問させていただきたいと思います。

はい、結構です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、ほかに理事者から何か報告しておくことはございませんか。 面卷総務部長。

総務部長 私のほうから、今週9月12日、朝の大雨に係ります対応等につきまして、ご報告申しあげます。

初めに、この大雨に関する本町における雨量についてでございます。降り始めからの雨量は66ミリに達し、1時間の最大雨量は41ミリでございました。

次に、この大雨による本町における被害の状況についてでございますが、人的被害はございませんでしたが、興留7丁目地内の住宅におきまして、床上浸水、床下浸水それぞれ3件、また、龍田西4丁目地内の住宅におきまして、床上浸水1件の被害が生じたところでございます。この被害に対する対応といたしましては、住民の方からの要請に基づき、汲み取りの手配、消毒用の石灰の配布など、迅速な対応を行ったところでございます。

以上、9月12日朝の大雨に係る対応等につきましてのご報告とさせていただきます。



委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認したいんですけども、まず、興留のほうですね、これ、以前にも水つきしたところで、そのときもちょっと質問しているかもしれませんが、あそこ、隣に、あれ、県の水路になるんですかね、水路が走っていると思うんです。それがあふれて水つきしたのか、そうでないのか。龍田の西の4丁目のところですね、は何で水つきしたのか、その状況を教えてもらえますかね。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長 興留7丁目につきましては、宅地が低いという状況は以前よりご報告させていただいていることをごさいますけども、やはり内水、宅地内の排水が外へ出すことができないので自然と中にたまっていくという状況でございまして、溢水については、水路壁、当然、41ミリの雨が降っておりますので、天端までは来ていたと思いますけども、床上が起こるまでの溢水はなかったというふうには思っております。

溢水を確認した状況ではございません。確認はいたしておりません。

龍田西4丁目につきましても、道路高よりも宅地の高さがかなり低い宅地でございまして、道路からの排水が流れ込んだということと、あと、もう1点、道路の排水口がですね、確認いたしましたところ、流入口が、ちょっと口が塞がれていた状況でございまして、それにつきましては、奈良国道維持事務所のほうに連絡して、対処する措置をとっているところがございます。

木澤委員 龍田のほうは、国のほうでそう対応して改善できるのであればそれに越したことはないですけども、1つは、個人の住宅さんやったり、その開発会社さんですかね、の責任になるのか、ちょっとわかりませんが

も、そちらのほうで対処していただくべきものなのか、先ほども、興留のほうは溢水は確認してないということでしたけども、それはしているのかどうなのかわからないってということなのか、溢水していないよということなのか、そこはどっちなんですか。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設 都市下水路の壁を超えて民地へ入ったということではございません。  
部長 先ほど課長も説明しましたけども、土地自体が非常に低い状況で、もとの田のG Lをそのまま活用されて住宅されたような状況だと把握しております。ですから、排水溝自体が計画降水域よりも低いところに排水溝が設けておりまして、それにつきましては、我々といたしましては、逆流防止弁等を設置して対策はしておるものの、先ほど課長の説明もありましたように、敷地内にたまった水というのは、排除することができないということとか、そうしたことから、一見、各、事例1つ、新築されたご家庭につきましては、地面を高くして家を建てられたいうところもございます。以上でございます。

木澤委員 集中豪雨対策として、町としては、水路の改修なんかは、並松のところからも、できるところからやっていくってということで進めてきておられますけど、今聞くと水路の問題ではないということだけど、ただ、逆流防止弁をつけたりとか、できる対策は町としてしておられるということで、民地のほうにですね、手を出すことはできませんけども、アドバイスをするなりして、やっぱり町内の住民さんが被害に遭っていますのでね、町としてできることでですね、対策を進めていっていただきたいなというふうに思いますので、お願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 目安、追手、長田住宅で、今、あきは何戸あるのか、教えていただきたいと思います。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林 今現在のところ、長田住宅であきが2軒あるところでございます。  
課帳

中川委員 もう目安も、そうしたら追手も、もう全部詰まっているということや  
ね。

建設農林 はい、現在、詰まっております。  
課長

中川委員 その長田2軒は、いつといつに退去されたんか、教えていただきたい  
と思います。

建設農林 1軒につきましては、本年、29年の3月の7日に退去されておしま  
課長 す。その次のA棟でございますけども、同じく29年の5月の2日に退  
去されているところがございます。ちなみに、1軒ですね、9月末もし  
くは10月の頭に退去されるというような方も、今、聞いている、申請  
をいただいているところがございます。

委員長 中川委員。

中川委員 その2戸のあき部屋は、今度、いつ募集されますの。

建設農林課長 今現在、2軒及び3軒は聞いておりましたので、3軒につきまして、リフォームの工事を発注いたしておりまして、その工事が10月の23日、10月の末予定で完成する予定でございますので、そこから事務を始めまして、12月前後にの募集、募集というか、抽選というふうに計画いたしているところでございます。

中川委員 一番最初にあいた、3月にあいた部屋、そして5月にあいた部屋、そして9月、10月ごろにあく部屋、それを12月までおいておくと、その3軒分のね、家賃っていうのは結構なものになると思いますねやんか。何でそこまでおいておくのか。今までから、もうあいたら早急に募集してもらえるようになっていうこと、多分、たびたび委員会でも、監査のときでも言うていると思うねんけどね。そこらの事情は、何でそんな12月になるのか、教えていただきたいと思います。

建設農林課長 理由というか、言いわけかもしれません。2点ございまして、まず1点目につきましては、以前ですね、複数回、要は落選されている方についての配慮をしてほしいという、議会、委員会からの要望もございまして、そういった方の配慮もするために、2戸以上が、1戸で次のあきがわかるのが早いのであれば2戸で抽選をしたらどうかというご意見をいただきまして、内規として、2戸をなるべくわかっている範囲内で出すと。1年も2年もほっておかないですけども、その中で2戸で出したいという事務を進めております。それが1点ございまして、もう1点につきましては、3月7日にその退去を聞きまして、リフォームの計画を進めたところ、これ、5月に次の退去の方が出てきまして、順番に、次、8月というふうに2か月ぐらいの間隔で出てきましたもので、そのたびに、中、内部確認して、設計の事務を進めて、なるべく効率的に発注して、一挙に応募も同じ時期に応募をとりたいというふうなことを考えまして、今の状況になっているところでございます。

中川委員 複数回落選っていうのかな、外れた人に何か優遇措置でけへんかっていうこと、私、再三言いまして、今の、くじを2枚引けるいう優遇やったんかな。せやから、初めての方は1枚しか引かれへんけども、複数回外れた人は2枚引けるいうことですやろ。そうしたら、1戸の部屋でも別にそれは可能なんじゃないですか。

建設農林課長 一応、2戸以上あったときということで決めさせていただいております。1戸についてしたときにも、やっぱり公平性も重要でございますので、やはり2軒あったときということで、しております。

中川委員 それはほな2戸以という規定っていうんか、そんなんあったのを、今さら言うてもしやあないねんけど、その、それで、ただ事務的に2戸、3戸、もうあくのわかってあったら集めてしたいという気持ちはわかるけどね、やっぱり1戸でもあいたらすぐに、速やかにリフォームして速やかに募集することしたほうが、やっぱり町の財産やし、住民の方で入りたいって願っておられる方もいますのでね。実際今かて、中川さん、町営って入られへんのかなっていう相談受けましてんけど、いやもう早うに、3月にあいていますから、もう募集ちゃいますかね、聞いときますわ言うたら12月やいうことやからね、やっぱり早急に募集したってほしいなという。その2戸以上っていうのがあから、それかてもう3か月以内、3か月待つとか、もうちょっと短い範囲で、期間でもうたらどうですやろ。

建設農林課長 委員のおっしゃるとおり、今回、8月の部分も事前にわかっておりましたもので、事務を効率的を優先に考えてしまったところでございます。

今後におきましては、委員のおっしゃるように、期間を決めて、1件であろうが、2件あったときにはその期間内で募集していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。 小村委員。

小村委員 今の中川委員の質問でちょっと疑問に思ったんですけど、2つ出たら抽選するっていうことなんですけど、1つ出た場合、どれだけあきが続いたら抽選するとか、そういう内規はないんですか。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林 1件あいて次の2件が出るという内規的な規定はございませんけど  
課長 も、半年までには次の応募をするということでは、事務は進めておりました。

小村委員 じゃあ逆に、2戸で抽選するっていう内規は、何のためにつくられたのか、ね。

(「優遇措置や」と呼ぶ者あり)

小村委員 ああ、優遇措置。

建設農林 複数回落選されている方への優遇措置ということで決めさせていただ  
課長 いたものでございます。

委員長 暫時休憩します。

( 午前 9時56分 休憩 )

( 午前10時02分 再開 )

委員長 それでは、再開します。  
ほかに質問ございませんか。 小村委員。

小村委員 1つあいた場合だと、なぜ公平性に欠けるのかっていう理由をご説明  
いただきたいと思います。

建設農林 1戸の場合でしたら、やはり初めて来られる方に対しても公平な抽選  
課長 をとるということで進めておりますので、1軒の場合は公平性を優先さ  
せていただきたいということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
次に、継続審査について、お諮りいたします。  
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き  
調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませ  
んか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよ  
う、よろしくお取り計らいをお願いいたします。  
次に、先進地視察についてでございますが、下水道接続推進の取り組  
みについてをテーマに選ばせていただき、検討の結果、京都府宇治市を  
視察先に選ばせていただきました。視察日は、11月10日金曜日の午  
後に実施いたしたいと考えております。  
ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務  
調査として、お手元に配布いたしております先進地視察の計画書のと  
おり先進地視察を実施いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書について、手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たりまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時07分 閉会)